



京丹波

Kyotamba Town
お知らせ版
平成18年
11月17日 No.13

発行／京丹波町 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 電話 0771-82-0200 (代表) URL <http://www.town.kyotamba.kyoto.jp>
編集／企画情報課 電話 0771-82-3801 (直通)

町立保育所児童の募集

【子育て支援課】

平成19年度町立保育所の入所児童を募集します。
◇入所対象 満1歳～満5歳【基準日平成19年4月1日現在】
(平成13年4月2日～平成18年4月1日生まれ。平成19年度中に満1歳になる児童についても受け付けます。)
◇募集定員 上豊田保育所【120人】 同下山分園【40人】
 松山保育所【120人】 わちエンジェル【90人】
◇募集期間 11月20日(月)～12月11日(月)
◇受付場所 子育て支援課・各保育所
(申込書は子育て支援課、役場本庁・支所窓口、各保育所に設置しています。町ホームページからも入手できます。)
◇保育所の案内
 保育時間／【平日】午前8時30分～午後4時30分
 【土曜日】午前8時30分～午後0時30分
※ ただし、保護者の申し出により、就労条件などでやむを得ない事情があると認めるときは、
 【平日】午前7時30分～午後6時30分
 【土曜日】午前7時30分～午後0時30分
 休所日／日・祝、年末年始、その他必要と認めるとき
 保育材料費／7,000円程度
 保育料／町保育料徴収基準による。(時間外保育については別途規定に基づき徴収。)

◇入所基準

入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。ただし、(1)～(5)までの場合は、その家庭の両親以外の人が児童の保育をできる場合は除かれます。
(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としている。
(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。
(3) 妊娠中であるか、または出産後間がない。
(4) 疾病、負傷、または精神か身体に障害を有している。
(5) 長期に疾病状態にあるか、または精神か身体に障害のある同居親族を常時介護している。
◇申込書類 保育所入所申込書、添付書類(下記証明書)
【外勤の場合】就労状況証明書・平成18年分源泉徴収票
【自営業】営業証明書【農業】就労状況証明書
【内職】内職証明書
【疾病の場合】診断書または身体障害者手帳の写し
【出産の場合】出産、出産予定証明書または母子手帳の写し
【看護介護】診断書または身体障害者手帳の写し
※ 源泉徴収票は、受領後速やかに提出願います。
※ 添付書類がそろっていないときは受付できません。
※ 定員を上回る場合や、入所基準に適合するかどうか判断できないときは、家庭状況についてお聞きすることがあります。
※ 入所基準や定員の関係で申し込みに応じられない場合があります。
入所説明会はいりませんので、ご不明な点がありましたら、次へお問い合わせください。

問い合わせ先／子育て支援課 電話82-1394

須知幼稚園児の募集

【教育委員会】

平成19年度町立須知幼稚園児を募集します。
◇入園該当児(基準日平成19年4月1日現在)
【1年保育】平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれ
【2年保育】平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ
【3年保育】平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ
【預かり保育】平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれ
ただし、平成18年12月1日現在、本町に住所を有する幼児。
◇募集期間 12月1日(金)～12月8日(金)
◇願書提出先 須知幼稚園
(願書は教育委員会、支所、須知幼稚園に設置しています。)
◇その他
 保育日は、土・日・祝日および休園日(夏期40日程度、冬・春期2週間程度、その他必要と認めるときを除く月曜日から金曜日までの平日。一時預かり保育あり。入園についての詳細(面接・健康診断など)は幼稚園から通知します。
【1年・2年保育について】
 保育時間／午前9時～午後2時 授業料／月額7,000円
 通園方法／公的交通機関、通園バス、徒歩など
【3年保育について】
 保育時間／午前9時～午後1時(当分の間午前11時まで)
 授業料／月額7,000円 通園方法／保護者による送迎
【預かり保育について】
 保育基準／家庭で保育ができない園児に限る。
 募集定員／40人
 保育料／1日預かり保育30分あたり月額1,500円
 保育時間／正規の保育時間終了後、午後2時～6時まで(30分単位)
 通園方法／登園は公的交通機関、通園バス、徒歩など
 降園は保護者による迎え
 問い合わせ先／教育委員会 電話82-0988
 須知幼稚園 電話82-0151

浄化槽設置希望者の募集

(町の入札による浄化槽工事)

【水道課】

平成19年度実施の浄化槽市町村整備推進事業にかかる浄化槽設置希望者を募集します。対象は下水道区域以外の方となり、一部負担金をいただいたうえで、町が入札により業者決定をし、浄化槽工事を実施します。
募集期限は12月27日(水)です。なお、一定の要件がありますので、詳しいことは水道課へお問い合わせください。

個人管理浄化槽の無償譲渡申し出の受付について

浄化槽市町村整備推進事業の一環として、浄化槽維持管理にかかる経費を平準化するために、すでに個人で設置されている浄化槽(主として一般家庭用)を、町へ譲渡できる制度を旧丹波町の区域においても実施します。
譲渡後は、月額使用料をいただいたうえで、町が維持管理を行うこととなります。平成19年1月から譲渡の受付を行います。対象浄化槽については地域要件などがあります。詳しいことは水道課へお問い合わせください。

問い合わせ先／水道課 電話83-9105

狩猟解禁一事故にご注意を

【産業振興課】

11月15日から翌年2月15日まで狩猟が解禁されます。狩猟の解禁に伴って、多数のハンターが野山を出入りします。野山へ行くときは自分の存在を知らせるために、目立つ服装をしたり、携帯ラジオを持参したりするなど、十分に注意してください。

問い合わせ先／産業振興課 電話82-3808

人権講演会の開催

【企画情報課】

◇日時 12月2日(土)午後1時開場 午後1時30分開演
◇場所 山村開発センターみずほ
◇内容 『「心に届く愛の音色」～難病をのりこえて～』
 講師／エスペランサ(奥田良子／勝彦夫妻)
 フルート・オカリナなどの弾き語りを交えて、良子さん自身のクローン病の闘病から奇跡の社会復帰に至るまでの体験談
◇その他 入場無料。当日会場には要約筆記サービス、磁気ループを設置します。

問い合わせ先／企画情報課 電話82-3801

ペットボトルごみの出し方について

【住民課】

ペットボトルは月1回のペットボトルごみの日に出し、ビニールごみの日に出さないよう、分別の徹底をお願いします。リサイクル方法が異なるため、ビニールごみに混入されますと収集できませんのでご注意ください。
○ビニールごみ・・・破碎してRPF(固形燃料)として再利用
○ペットボトルごみ・・・カーペット、衣類などとして再利用
【注意事項】
○キャップ(ふた)、ラベル、取っ手などの付属物は取り外してください。
○取り外したものは、それぞれの素材ごとに出してください。
○容器は水洗いをしてください。
○踏み潰すなどして、できるだけ小さくしてください。
「分ければ資源、混ぜればごみ」
快適な環境を次世代に引き継ぐのはわたしたちです。ごみの減量化と分別収集にご協力をお願いします。

問い合わせ先／住民課 電話82-3803

「幼稚園おいDay!」の開催について

【須知幼稚園】

町内の皆さんに須知幼稚園のことを知っていただくため、次のとおり「幼稚園おいDay!」を開催します。
◇日時 11月26日(日)午前9時30分～午前11時40分
◇場所 須知幼稚園
◇対象 町内に在籍で幼稚園に就園されていない幼児とその保護者
◇内容 須知幼稚園の説明、制作コーナー
 「太鼓と遊ぼう」(丹波八坂保存会の皆さんをお招きします。)
◇持ち物 上靴(親子とも)、その他必要なもの
※ 11月24日(金)までに須知幼稚園へ電話でお申し込みください。

問い合わせ先／須知幼稚園 電話82-0151

『障害者相談の日』開催について

【保健福祉課】

「障害者生活支援センターこひつじ」の相談専門員が、障害のある方や保護者からの相談を受けます。お気軽にお越しください。
12月7日(木)午前9時～午後3時 町健康管理センター
12月20日(水)午前9時～午後3時 和知保健センター
問い合わせ先／保健福祉課 電話82-1800
 瑞穂地域保健福祉室 電話86-1800
 和知地域保健福祉室 電話84-0049

介護保険料の納め忘れはありませんか?

【保健福祉課】

第1号被保険者(65歳以上の人)が介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて以下のような保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料の期限内納付にご協力をお願いします。

滞納の内容	給付制限の内容
1年以上滞納すると	介護サービスを利用したとき、利用した介護サービス費用の全額をいったん自費負担しなければなりません。(あとで市町村から9割が払い戻されます。)
1年6ヶ月以上滞納していると	利用している介護サービス費用の全額をいったん自費負担した後の市町村からの払い戻しが、一時差し止めになったり、滞納した保険料に充てられ、差し引いた額が払い戻されたりします。
2年以上滞納した期間があると	(1)保険料を納めなかった期間に応じて、介護保険を利用したときの負担が1割から3割になります。 (2)介護サービスの自己負担額が高額になったときに介護保険から払い戻される「高額介護サービス費」の払い戻しが受けられなくなります。

※ 特別な事情がないのに指定された期限までに滞納保険料を納付されない場合は、地方税の滞納処分の例により、滞納処分を行うことがあります。

※ 保険料の納付が困難なときは、次へご相談ください。

問い合わせ先／保健福祉課 電話82-1800

税等夜間納付窓口のご利用を

税等の納付が夜間でも行えるよう、また納付相談などについて、それぞれ本庁・各支所にて毎月末(日、祝日除く)午後5時15分～8時まで夜間窓口を開設しています。都合により昼間、金融機関に行けない方や、納付相談などにご利用ください。
◇税務課(本庁) 11月30日(木)、12月22日(金)
◇瑞穂支所 11月30日(木)、12月21日(木)
◇和知支所 11月24日(金)、12月22日(金)

期限内納付に心がけましょう

問い合わせ先／税務課 電話82-3802

悪質訪問点検にご用心

消火器の不適正な点検、高額請求の被害が続発しています。点検を承諾する前に契約内容を十分確認し、不審に思ったら、(1)書類(契約書)にハンコを押さない(2)相手に身分証明書の提示を求める(3)はっきり断るようにしましょう。
【悪質業者のこんな素振りにご注意!】
○事前に電話をかけてきて、信用させる。
○支社など出先では、本社からの依頼を装う。
○点検の承諾をあいまいにしていると、素早く点検作業に入る。
○内容を説明せず、一見合法的な契約書に署名、押印を求める。

【京丹波町消防団】

調理師業務従事者届について

【南丹保健所】

食品関係施設(給食施設、飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業)で調理業務に従事されている調理師は、2年ごとに調理師業務従事者届を提出することになっており、本年度が提出の年度になっています。
該当する調理師の方は12月31日現在の状況を調理師業務従事者届に記入し、平成19年1月15日(月)までに南丹保健所へ直接または郵送(FAX可)で提出してください。
◇提出期間 平成19年1月4日(木)～15日(月)
◇提出先 南丹保健所環境衛生室(電話62-4754)

医療従事者の届出は1月15日までに

【南丹保健所】

今年度は医療従事者の資格を有する方の届出の年となっています。この届出は、関係法令により2年ごとに12月31日現在の就業状況などを届け出いただくもので、医療および公衆衛生行政を進めるうえで重要な資料となります。該当される方は必ず、平成19年1月15日(月)までに届出を済ませてください。

資格などの区分	届出先	
すべての医師・歯科医師・薬剤師	住所地または就業地のいずれかの最寄りの保健所	
○保健師・助産師・看護師・准看護師 ○歯科衛生士・歯科技工士 (いずれも12月31日現在府内に就業地として業務に従事している方)	就業地が 京都市内	京都府保健福祉部 医療室 電話 075-414-4749
	就業地が 京都市以外の府内	就業地の最寄りの 保健所

問い合わせ先／南丹保健所企画調整室 電話62-4752

求人情報コーナー

■瑞穂農林(保井谷三ツ枝38)
【募集内容】ハタケシメジ収穫作業の臨時従業員募集。
月～金曜で週3日程度勤務できる方。【期間】11月～1月
※委細は面談にて。 電話86-1500(担当/片山・畠中)

■(株)アップル(蒲生蒲生野278-152)
【業務内容】工場内での軽作業
【勤務時間】午前8時30分～午後5時30分
【時間給】800円～1,000円(交通費別途支給)
【休日】土・日・祝。その他、営業職事務職あります。
電話82-2888(担当/平田)

※ このコーナーは、町の雇用対策の一環として、町内事業所などから情報提供のあったものを掲載しています。

届いていますか「きょうと府民だより」

【京都府広報課】

京都府が発行している「きょうと府民だより」は、毎月第1日曜日に新聞折り込み(京都、朝日、読売、毎日、産経、日経の各新聞)により、皆さんのご家庭にお届けしています。

新聞を購読されていないなどの理由で届いていない場合、ご連絡いただければ無料でお送りしますので、ご希望の方は、京都府広報課までご連絡ください。また、府内在住者の視覚障害の方を対象に点字版、文字拡大版およびテープ版も発行しているほか、京都府ホームページからもご覧いただけますので、ご利用ください。

〒602-8570(住所不要) 京都府広報課
電話 075-414-4074 FAX075-414-4075
ホームページ/ <http://www.pref.kyoto.jp>

12月の行事あれこれ

日	行事予定	日	行事予定
1(金)	●AM9:30～乳児相談(町健康管理センター)	16(土)	
2(土)	●PM1:30～京丹波町人権講演会(山村開発センターみずほ)	17(日)	
3(日)		18(月)	●AM9:30～乳児相談(わちエンジェル)
4(月)	●人権週間(～10日まで)	19(火)	●AM9:30～たんぼぼ相談(町健康管理センター) ●AM9:30～いちご相談(町健康管理センター) ●PM0:30～1歳9～10カ月児健診(瑞穂保健福祉センター)
5(火)	●AM9:30～すくすく相談(町健康管理センター)	20(水)	●AM9:30～すくすく相談(町健康管理センター) ●PM1:30～シルバー体操教室(町健康管理センター) ●PM7:30～エアロビクスダンス教室(町健康管理センター)
6(水)	●PM1:30～シルバー体操教室(町健康管理センター) ●PM7:30～エアロビクスダンス教室(町健康管理センター)	21(木)	●PM5:15～8:00 税等納付夜間窓口開設日(瑞穂支所窓口)
7(木)	●AM10:00～子育てトーク(町健康管理センター)	22(金)	●AM9:30～乳児相談(瑞穂保健福祉センター) ●AM9:30～すくすく相談(町健康管理センター) ●PM5:15～8:00 税等納付夜間窓口開設日(本庁・和知支所)
8(金)	●PM1:30～パパママ教室(町健康管理センター)	23(土)	
9(土)		24(日)	
10(日)	●AM9:00～京丹波町駅伝競走大会(山村開発センターみずほ周辺)	25(月)	
11(月)	●年末の交通事故防止府民運動(～31日まで)	26(火)	●PM0:30～3～4カ月児健診(瑞穂保健福祉センター)
12(火)	●PM1:00～2歳児歯科教室(瑞穂保健福祉センター) ●PM7:30～健康器具使用講習会(町健康管理センター)	27(水)	●AM10:00～なかよし広場(町健康管理センター)
13(水)	●AM10:00～なかよし広場(町健康管理センター)	28(木)	●町消防団年末警戒
14(木)		29(金)	●役場閉庁日 ●町消防団年末警戒
15(金)	●AM10:00～ベビーマッサージ教室(町健康管理センター)	30(土)	●役場閉庁日 ●町消防団年末警戒
	(注意:上記日程は変更になる場合もあります)	31(日)	●役場閉庁日

■12月の心配ごと(法律・人権・行政など)相談日

地区	日時・場所	内容
丹波	12月11日(月)午後1時～3時30分 京丹波町健康管理センター	心配ごと(人権・行政等)相談 弁護士法律相談(要予約)
瑞穂	12月11日(月)午後1時～3時 瑞穂保健福祉センター	心配ごと(人権・行政等)相談
和知	12月6日(水)午前9時～11時 高齢者コミュニティセンター	心配ごと(人権・行政等)相談

※ いずれも無料です。弁護士法律相談は予約が必要ですので、社会福祉協議会丹波支所へお申し込みください。
【問い合わせ先】社会福祉協議会本所(瑞穂) 電話86-1440
〃 丹波支所 電話82-0126
〃 和知支所 電話84-1833

各種相談窓口のお知らせ

【南丹警察署】

南丹警察署などでは犯罪被害者支援にかかる相談業務を実施しています。お気軽にご相談ください。

◇南丹警察署【電話62-0110】受付は午前9時～午後5時

内容	苦情・要望意見・訪問販売	担当	広聴・相談係
	犯罪被害者関係		警務係

◇警察・その他の相談窓口

【警察総合相談室】075-414-0110(プッシュ式は#9110)

警察安全相談(月～金、祝日除く。午前9時～午後5時45分)

【ヤングテレホン】075-841-7500(少年相談(24時間))

【悪質商法110番】075-451-9449

悪質商法被害相談月～金、祝日除く。午前9時～午後5時45分)

【レディース相談所】075-682-0913

列車内の痴漢被害などの相談(24時間)

【レディース110番】075-411-0110

性犯罪被害相談(月～金、祝日除く。午前9時～午後5時)

【暴力110番】075-451-6888(暴力団に関する被害相談)

(月～金、祝日除く。午前9時～午後5時45分)

【(社)京都犯罪被害者支援センター】075-451-7830

犯罪被害者サポートダイヤル/0120-60-7830

(月～金、祝日除く。午後1時～6時)

【(財)京都府暴力追放運動推進センター】075-451-8930

(月～金、祝日除く。午前9時～午後5時)

問い合わせ先／南丹警察署 電話62-0110

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間です

みんなで守る、考える

一犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会に向けて一

地域一体となって、犯罪防止や犯罪被害者のために何ができるかを考えていきましょう。

【内閣府犯罪被害者等施策推進室】

神経・筋難病個別相談について

【南丹保健所】

◇日時 12月11日(月)午後1時30分～4時30分

◇場所 南丹保健所(園部総合庁舎)

◇対象 神経・筋難病で療養中の方、また手足がふるえる、力が入りにくいなどの症状でお悩みの方

◇担当医 南丹病院 神経内科 藤原康弘医師

◇定員 5人

問い合わせ先／南丹保健所保健室 電話62-2979

「くらしのなんでも相談」のご案内

【京都府行政書士会第三支部】

◇日時 12月6日(水)午前9時～正午

◇場所 瑞穂地区松山公民館

◇相談内容 相続、遺言、農地売買、行政上の手続きなど

(京都府行政書士会第三支部長 電話090-1139-0110)

自動車事故による被害者のご家族へ 育成資金貸し付けのご案内

【独立行政法人自動車事故対策機構】

この制度は、自動車事故が原因で保護者が死亡、または重度後遺障害を残すこととなったために生活が困窮しているご家庭のお子様の健全な育成が図られるよう、義務教育終了までの成長期における経済的な手助けを行う貸付制度です。

◇対象者 自動車事故が原因で保護者が死亡、または重度の後遺障害が残った方の義務教育終了前までのお子様

◇貸付金額 はじめに一時金 15万5千円

貸付期間中、毎月 2万円

小・中学校入学時に入学支度金 4万4千円

◇貸付期間 貸し付けが決定した月から中学校卒業の月まで

◇返還方法

貸付期間終了後から6カ月または1年の据置期間を経過後に返還開始。(高校・大学に進学したときは、その卒業までの期間、返還を猶予できます。卒業後6カ月の据置期間経過後に返還を始めていただきます。)

問い合わせ先／独立行政法人自動車事故対策機構

京都支所 電話075-694-5857

教育ローンのご案内

【国民生活金融公庫舞鶴支店】

◇ご利用いただける方

高校、短大、大学、大学院、専修学校、各種学校などに入学・在学される方の保護者(ご本人または他のご親族でもご利用いただける場合があります。)で、世帯の年間収入が990万円(事業所得者の方は770万円)以内の方

◇融資額 学生・生徒お一人につき200万円以内

◇返済期間

10年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については1年以内の延長が可能)、うち据置期間は在学期間以内

◇担保・保証人

(財)教育資金融資保証基金または連帯保証人の保証

◇金利 年2.45%(平成18年8月10日現在)

問い合わせ先／国民生活金融公庫舞鶴支店

電話0773-75-2211

天文教室の開催について

【丹波自然運動公園】

◇日時 12月2日(土)午後1時30分～8時30分

◇場所 丹波自然運動公園丹波天文館

◇対象者 小学生以上の初心者(小中学生は保護者同伴)

◇定員 60人(先着順)

◇参加料 大人1,500円、中学生以下1,300円(食事代含む)

◇内容 親子工作、太陽・秋の星座観望など

往復はがき、またはFAXで参加者全員の氏名、住所、電話番号、FAX番号を明記のうえ、11月25日(土)までに次へお申し込みください。

問い合わせ先／丹波自然運動公園 電話82-0560

年末の交通事故 防止府民運動

【運動期間】
12月11日～12月31日
【スローガン】
年の瀬も ゆとりとマナーで
事故防止

飲酒運転は
絶対にやめましょう。

【南丹船井交通安全協会
京丹波支部・企画情報課】

総合相談センター「みちしるべ」京都司法書士会の法律相談です。

◇会場 道の駅丹波マーケスコミュニティホール、瑞穂保健福祉センター

※毎週土曜日、午後1時～4時(毎週水曜日まで)に予約してください。

京都司法書士会 075-255-2566